

令和8年度 あまっ子ステップ・アップ調査事業委託業務仕様書

1 事業目的

教育委員会と学校が児童生徒の学力と生活実態の状況を単年度だけではなく経年変化として把握するとともに、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、本調査を実施する。合わせて「尼崎市学びと育ち研究所」による結果分析を行う。

なお、実施主体に係るそれぞれの目的は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会

児童生徒の実態把握を行い、学力向上施策の検証と改善を行うとともに、時宜に応じた教育施策の立案に活かす。また、調査結果を教員研修等に反映させる。

(2) 学校（教職員）

児童生徒一人ひとりの学力や学習状況を経年で把握し、個々の児童生徒に応じた継続的な検証改善サイクルの実現を図るとともに、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・支援につなげるなど指導の個別最適化・効率化を図る。

(3) 学校（児童生徒）

児童生徒一人ひとりが、自身の強みや課題等を経年で把握し、それに応じた学習活動や学習課題に取り組むこと、さらに個々に応じて自己調整しながら学習を進めていくことを目指す。

(4) 尼崎市学びと育ち研究所

(1)(2)の目的を支えるため、本調査結果を用いて教育委員会及び学校現場をはじめとした事業所管課等に対して客観的なエビデンスである研究・分析結果をフィードバックする。

2 実施場所

尼崎市立小学校41校及び尼崎市立中学校18校

3 調査実施日

小学校 令和8年12月頃

中学校 令和9年1月頃

4 調査対象者及び調査実施教科（※児童生徒数は、令和7年10月1日現在のもの）

(1) 小学校

ア 調査対象者

第1学年 3,258人

第2学年 3,122人

第3学年 3,192人

第4学年 3,233人

第5学年 3, 308人

第6学年 3, 217人

イ 調査実施教科

第1学年～第6学年 国語・算数・生活実態調査

(2) 中学校

ア 調査対象者

第1学年 2, 892人

第2学年 3, 063人

イ 調査実施教科

国語・社会・数学・理科・英語・生活実態調査

5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、受託者が本件委託業務を問題なく履行し、かつ今後も委託の趣旨に沿った履行が期待できる場合において、次年度以降本事業の関連予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、当該承認された予算の範囲内において、令和10年度まで同一事業者への委託を予定している。

6 調査内容

(1) 学力調査

ア 学習指導要領に基づく力を測る内容であり、調査対象者が属する学年の10月頃までに学習する内容であること

イ 受託者が、前年度においても本事業を受託した者であるときは、当該年度と同一の問題は出題しないこと

ウ 出題は、基礎的・基本的な問題及び発展的な問題の双方を含んで構成すること

エ いずれの実施学年、教科においても、記述式・論述式で解答する問題が含まれること

オ 調査時間は1教科につき、小学校は45分以内、中学校は50分以内とすること

カ 漢字は、原則として教育漢字を使用し、人名や地名で必要な場合はふりがなを付けること

キ 聞き取り問題による調査では、音源データおよびCD音源を提供すること

ク 英語の調査では、リスニングテストを実施すること

ケ 解答状況のわかるものを受検者に提供すること

コ ルビ付き問題用紙及びリスニング問題のスクリプトを提供すること

サ 項目反応理論（Item Response Theory）等にもとづき、正答率だけでなく、問題の難易度、教科学力と正答率の相関等、問題が受験者の特定の能力をどの程度正確に反映しているかを示すことができる問題を作成すること

シ 問題冊子は回収せず、事後指導にいかすことができること

(2) 生活実態調査

- ア 調査時間は、小学校、中学校ともに45分以内とすること
- イ 質問項目は、学習意識、学習習慣、生活状況、社会性等、学力との相関を分析する上で有意義な情報となるよう工夫すること
- ウ 質問項目には、本市が求める設問を、小学校第1学年及び第2学年については5問程度、それ以外の学年については20問程度追加できるものとし、回答を集計すること

(3) CBT化について

学力調査及び生活実態調査のCBT化については今後の情勢等を踏まえ、本調査の主旨の基で本市と受託者の間で必要に応じて協議し、柔軟に対応していくものとする。

7 採点処理

採点及び集計は、原則として受託者が自ら実施するものとし、受託者以外の者（受託者の子会社等を含む。）に実施させるときは、事前に本市の承認を得ること。

8 調査結果資料

- (1) 調査結果は、個人単位、学校単位及び市全体で集計し、個人票、学校資料、市全体資料を作成する。
- (2) 個人票、学校資料及び市全体資料の仕様は、次のとおりとする。
 - ア 個人票
 - (ア) 正答率と目標正答率を比較でき、到達度が確認できること。
 - (イ) 個人の調査結果を踏まえて、学習改善に資する総合評価及びアドバイスを表記すること。
 - (ウ) 個人を特定・識別するための番号その他の符号を設定し、経年的な結果対照を可能とすること。
 - (エ) 過去の調査結果を経年的にグラフで表記すること（小学校第1学年を除く。）
 - (オ) 生活実態調査の結果について、特に学力との相関が強い設問に対する回答結果を表記すること。また、質問別の回答構成比を数値及びグラフで表記すること。
 - イ 学校資料
 - (ア) 各学校について、市全体における当該学校の位置付けが分かるほか、学年、学級及び個人ごとの評価が分かること。
 - (イ) 各学校及び本市の学校全体の調査結果を全国の調査結果と比較できること。
 - (ウ) 観点別到達度評価（絶対評価）ができること。
 - (エ) 小問ごとの反応率、クラス別解答状況一覧表、正答率度数分布表及び領域別・観点別の正答率を表示すること。
 - (オ) 過去の調査結果を経年的にグラフで表記すること（小学校第1学年を除く。）
 - (オ) 生活実態調査の結果については、特に学力との相関が強い設問に対する回答結果

を表記すること。また、学力調査と生活実態調査の間にみられる相関について、特筆すべき傾向や特徴的な関連性等を分析し、その内容をまとめて提示すること。

- (カ) 質問別の回答構成比を数値及びグラフで表記するとともに、児童生徒の回答結果を一覧で表記すること。
- (キ) 学力調査と生活実態調査との関係について質問別クロス集計を表記すること（本市の求めにより追加した質問は除く）。
- (ク) 児童生徒個人ごとに、当該個人の解答内容を考慮した復習用教材を提供すること。

ウ 市全体資料

- (ア) 本市全体の結果を集計し、学校用資料に準じた構成とすること。
- (イ) 生活実態調査について、本市の求めにより追加した質問については、質問別の回答構成比を表記すること。
- (3) 各学校に対しては個人票及び学校用資料を紙媒体で納品すること。
- (4) 教育委員会に対しては市全体資料を紙媒体で納品するほか、全てのデータを電子データで納品すること。また、学力調査および生活実態調査の結果データを CSV 形式で電子データとして納品すること。この CSV 形式のデータは、縦に受検者情報、横に学力調査の各教科および生活実態調査の質問項目が配置されており、受検者全員分のデータが列記されている形式とする。このデータについては、実施年度ごとのクロスセクションデータでの提供を行うこと。
- (5) 調査結果表の見方（Web を利用する場合は操作方法を含む。）について、教育委員会事務局職員及び学校教職員を対象に十分な研修を実施すること。
- (6) 受託者は、本市が調査結果を調査の趣旨に従って利用すること（複製、改変、加工、公表及び第三者への提供等の行為を含む。）に同意すること。
- (7) 令和 7 年度までの受託者と変更になる場合は、新たな受託者は、本市がこれまで実施してきた同事業の児童生徒の学力調査結果を、学力調査の基準と照合し、換算表に表す等により引き継ぎを行い、個人票及び全体集計に反映させるとともに、委託者の求めに応じ、引継ぎデータを提供すること。なお、これらの作業に係る費用は提案額に含めること。

9 個人情報保護

- (1) 個人情報取扱特記事項及びデータ取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から、受託者は児童・生徒個人の氏名は取得せず、採点処理は、学年・組・出席番号・性別・受検番号等の情報で個人を特定して行うものとする。
- (2) 受託者は、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の実施後に、受検者が再度学力調査及び生活実態調査を受検した場合に、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の結果との比較分析を行えるよう、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の結果データを、当該データだけでは受検者個人が特定できない状態で、受検者が中学校を卒業する年度の翌年度末まで保持するものとする。

- (3) 受託者は、全国又は都道府県の平均値との比較データを作成するために、本契約に基づく学力調査及び生活実態調査の結果を、受検者個人並びに自治体が特定できない統計情報に加工したうえで、受託者の所持するデータベースに組み込むことができるものとする。なお、当該データベースは、学力調査の問題の改善や販促物のための基礎資料として利用することができるものとする。

1 0 納品・回収等

問題用紙等の納品及び回収等は、本市が指定する日（平日）に行うこと

1 1 委託料

(1) 算定基準

実際の受検人数に関わらず、4に記載の児童生徒数を基準とする。

※4に記載の児童生徒数と併せて、予備の調査関係書類等一式（教員及び児童生徒用）を納品すること。

(2) 支払

業務完了後適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

1 2 その他

- (1) 「1 事業の趣旨及び目的」（1）（2）にある、児童生徒の学力や学習状況等が、市、学校、学年、学級、個人において経年で比較・分析等できる措置がなされていること。
- (2) 委託者が個人帳票を紛失した場合は、委託者は受託者にこの再発行を依頼できるものとし、受託者は、リカバリーできる措置を用意しておくこと。
- (3) 以上のほか、本業務に関して疑義が生じたときは、本市と協議の上適切に対応すること。

1 3 連絡先

連絡先：尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課（池口）

住 所：尼崎市三反田町1丁目1番1号

T E L：06-4950-5685（対応時間：土日・祝を除く午前9時～午後5時）

（正午から午後1時を除く。）

F A X：06-4950-5658

以 上